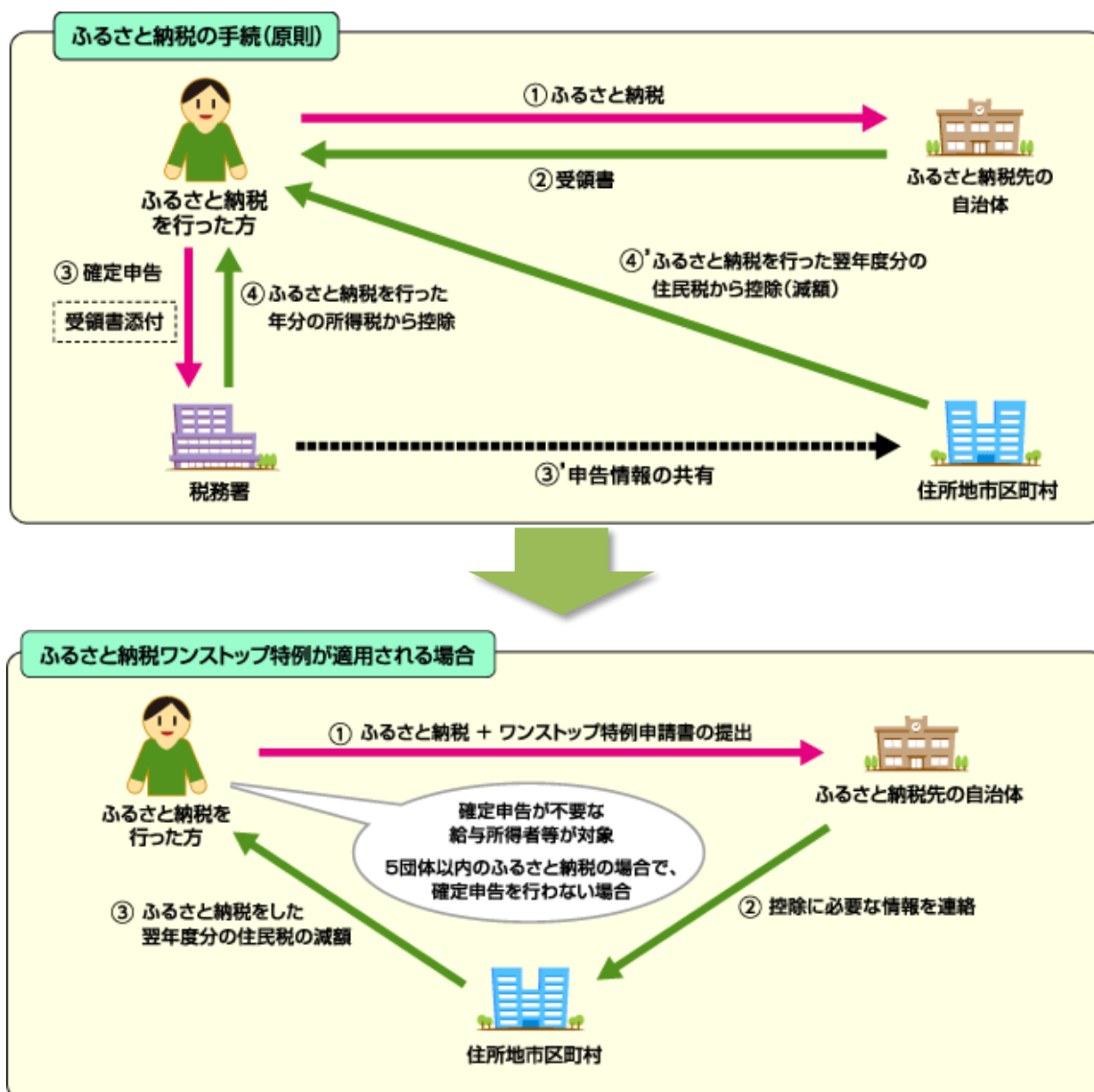


ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

- 確定申告が不要な給与所得者等であっても、ふるさと納税を行った方が税の控除を受けるためには確定申告が必要です。
- ただし、寄付者の利便性を高めるため、寄附を行った自治体に「申告特例申請書」を提出（寄附を受けた自治体が寄附を行った方の住所地の自治体へ控除申請を代行）することにより、確定申告せずに税の控除を受けること（「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）が可能です。

※平成 27 年 4 月 1 日以降に寄附をされる方が対象。



1. ワンストップ特例の対象者

次の条件（両方）を満たす方に限られます。

- （１）地方税法附則第 7 条第 1 項（第 8 項）の申告特例対象寄付者であること
⇒ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方
※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。
- （２）地方税法附則第 7 条第 2 項（第 9 項）の要件に該当する者であること
⇒その年にふるさと納税をされる自治体の数が 5 以下と見込まれる方

2. 手続きの方法

（１）「申告特例申請書」の提出

ふるさと納税をした翌年の 1 月 10 日までに「申告特例申請書」を佐倉市へご提出ください。

※ふるさとチョイスの入力、又は寄附金申込書の提出だけでは、ワンストップ特例申請は完了しませんのでご注意ください。

※転居による住所変更など申請書の内容に変更があった場合には、ふるさと納税をした翌年の 1 月 10 日までに、「変更届出書」を佐倉市へ提出する必要があります。

< 1 ～ 11 月に寄附を行った場合 >

「寄附金受領証明書」を郵送する際に同封する「申告特例申請書」に必要事項をご記入の上ご提出ください。

< 12 月に寄附を行った場合 >

ワンストップ特例の申請期限（ふるさと納税を行った翌年の 1 月 10 日まで）の関係上、佐倉市役所ホームページから「申告特例申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上ご提出ください。

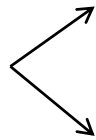
（２）本人確認書類の提出

平成 28 年 1 月以降、「申告特例申請書」に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となりました。

本人確認（個人番号と身元）を行いますので、以下の表に記載する 2 つの方法（①又は②）のうちいずれかを選択していただき、該当する本人確認書類のコピーを同封してください。

<本人確認書類>

①又は②の
いずれかを選択



方法	個人番号確認用		身元確認用
①	・個人番号カード(裏面)	+	・個人番号カード(表面)
②	・通知カード	+	次のうちいずれか1点 ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳

【お問い合わせ先（申告特例申請書の提出先）】

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97

千葉県 佐倉市役所 佐倉の魅力推進課（ふるさと納税担当）宛

電話:043-484-6748(直通)

FAX:043-484-5061

メールアドレス: furusato@city.sakura.lg.jp